

標準引越運送約款

(平成二年運輸告示第五十七号)
最終改正平成三十一年三月八日 国土交通省告示第三二一十一号

目次

第一章 総則 (第一条 - 第二十条)
第二章 見積り (第二十一条 - 第二十五条)
第三章 運送の引受け (第二十六条 - 第二十八条)
第四章 荷物の引渡し (第二十九条 - 第三十二条)
第五章 指図 (第三十三条 - 第三十五条)
第六章 指図 (第三十六条 - 第三十八条)
第七章 事故 (第三十九条 - 第四十二条)
第八章 運賃 (第四十三条 - 第四十五条)
第九章 責任 (第四十六条 - 第五十条)
第十章 雑則 (第五十一条 - 第五十二条)

第一章 総則

第一条 この約款は、一般貨物自動車運送事業者により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り・不用品の処理等について適用される。ただし、事業所等の移転又は店が提供する定型の容器を用いて定額で運送であつて、この約款の定めのない事項については、法令又は慣習によるものとする。

第二条 前項は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがある。

第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

第四条 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

第二章 見積り

(見積り)
第三条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」といふ)について、試算(以下「見積り」といふ)を行います。

第四条 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

- 一 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 二 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 三 荷物の種類及び数量
- 四 引越先及び引越元の地名、地番及び連絡先電話番号
- 五 運送の所要日数
- 六 運送の所要料
- 七 運送の所要料の内訳及び支払方法
- 八 当店の名称、事業許可番号、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号
- 九 当店の見積りに関し必要な事項

第五条 前項の記載については、第三号及び第四号の事項並びに積込み、取卸し、搬出及び搬入作業、荷造り作業、開梱作業並びに運賃等の内容と区分してわかりやすく記載します。

第六条 見積書は請求書といたし、発送地又は到達地において下見を行った場合に限り、下見に要した費用を請求することがあります。

第七条 見積書は、見積りの際、手付金(前項ただし書に規定による下見に要した費用を除く)を請求しません。

第八条 見積りに記載した荷物の受取日(以下「受取日」といふ)は、申込者に対して、見積書の記載内容の変更の有無等について確認を要します。

第三章 運送の引受け

第四条 運送の申込みが約款に定められている場合は、引越運送の引受けを拒絶することがあります。

第五条 運送の引受けは、荷物の性質、重量、容積、運送距離等に依り、運送に準ずるよう荷造りを行わなければなりません。

第六条 運送に際しては、運送に要する荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第七条 運送に際しては、運送に要する荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第八条 運送に際しては、運送に要する荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第九条 運送に際しては、運送に要する荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第四章 荷物の引渡し

第十条 荷物の引渡しは、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第十一条 荷物の引渡しは、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第十二条 荷物の引渡しは、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第十三条 荷物の引渡しは、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第十四条 荷物の引渡しは、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第五章 指図

第十五条 指図は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第十六条 指図は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第十七条 指図は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第十八条 指図は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第十九条 指図は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第六章 事故

第二十条 事故は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第二十一条 事故は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第二十二条 事故は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第二十三条 事故は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第二十四条 事故は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第七章 運賃

第二十五条 運賃は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第二十六条 運賃は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第二十七条 運賃は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第二十八条 運賃は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第二十九条 運賃は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

3 当店は、前項の場合において、指図を待つこととしないときは、又は当店の定められた指図に指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量により運送の中止又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分を行います。

4 第二項の規定にかかわらず、当店は運送したときは、運賃等その旨を荷送人に通知します。

5 第二項の規定にかかわらず、当店は運送したときは、運賃等その旨を荷送人に通知します。

6 当店は、前項の規定により指図に指図しないときは、運賃等その旨を荷送人に通知します。

7 当店は、前項の規定により指図に指図しないときは、運賃等その旨を荷送人に通知します。

8 当店は、前項の規定により指図に指図しないときは、運賃等その旨を荷送人に通知します。

9 当店は、前項の規定により指図に指図しないときは、運賃等その旨を荷送人に通知します。

第八章 責任

第十条 運賃及び料金は、運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

第十一条 運賃及び料金は、運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

第十二条 運賃及び料金は、運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

第十三条 運賃及び料金は、運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

第十四条 運賃及び料金は、運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

第九章 責任

第十五条 責任は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第十六条 責任は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第十七条 責任は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第十八条 責任は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第十九条 責任は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第十章 雑則

第二十条 雑則は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第二十一条 雑則は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第二十二条 雑則は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第二十三条 雑則は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

第二十四条 雑則は、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なる場合は、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

附則 (施行期日)

1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この告示の施行前に見積書が発行された引越運送及びこれに附帯するサービスに係る標準引越運送約款については、なお従前の例による。